

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）定款第5条の規定に基づき、本協会の賛助会員に関する必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 賛助会員とは、本協会の事業を賛助するために、本協会に入会した同一業界以外の個人又は団体。但し、国外賛助会員に於いてはこの限りではない。

(入会手続き)

第3条 賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本協会理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金・会費)

第4条 賛助会員の入会金及び会費については、別に定める会費納入規程第2条第2項の規定に準ずる。

(入会金・会費の納入)

第5条 賛助会員の入会金及び会費の納入については、別に定める会費納入規程第3条第3項の規定に準ずる。

(退 会)

第6条 賛助会員の退会については、本協会定款第8条に定める規定に準ずる。

(除 名)

第7条 賛助会員の除名については、本協会定款第9条に定める規定に準ずる。

(抛出金品の不返還等)

第8条 賛助会員が退会又は除名された場合は、既に本協会に納入した会費、その他の抛出金の取り扱いは、本協会定款第10条の規定に準ずる。

(権 利)

第9条 賛助会員は、理事会の決するところにより、本協会の各種行事の実施に際し、利便の提供を受けることができる。

2 賛助会員は、本協会が発行する会報等を無償で受けることができる。

(義務及び職務)

第10条 賛助会員は、本協会の事業に協力し、本協会が定める諸規程を遵守する義務を有する。

2 賛助会員は、本協会定款の目的に添って実施される事業に対して、本協会から賛助の要請を受けた場合は、応分の賛助に協力するものとする。

(効 力)

第11条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

(細 則)

第12条 この規程の実施に関する必要な事項は、本協会理事長が別に定める。

附 則

1	平成30年	4月	1日	施行	平成30年	3月	14日	理事会承認
---	-------	----	----	----	-------	----	-----	-------